

農業経営基盤の強化の
促進に関する基本的な構想

令和5年9月

白 子 町

目 次

| | | |
|------|--|----|
| 第1 | 農業経営基盤の強化の促進に関する目標 | 1 |
| 1 | 本町農業の現状 | 1 |
| 2 | 本町農業の課題 | 1 |
| 3 | 本町農政の基本的考え方 | 2 |
| 4 | 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組の方向 | 3 |
| 5 | 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向 | 4 |
| 6 | 農業生産の取組方向 | 5 |
| 第2 | 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の 態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標 | 8 |
| | 個別経営体 | |
| | ◆水稲＋作業受託 | 9 |
| | ◆露地野菜（たまねぎ・葉たまねぎ・落花生）＋水稲 | 10 |
| | ◆施設野菜（養液栽培トマト）＋水稲 | 11 |
| | ◆施設野菜（養液栽培こねぎ）＋水稲 | 12 |
| | ◆施設野菜（養液栽培サラダ菜・養液栽培トマト）＋水稲 | 13 |
| | ◆施設野菜（半促成トマト・抑制トマト）＋水稲 | 14 |
| | ◆施設野菜（半促成メロン・促成トマト）＋水稲 | 15 |
| | ◆施設花き（ガーベラ）＋水稲 | 16 |
| | ◆酪農（経産牛）＋水稲 | 17 |
| | 組織経営体 | |
| | ◆水稲＋作業受託 | 18 |
| 第2の2 | 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農 の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の 指標 | 19 |
| | 個別経営体 | |
| | ◆露地野菜専作（たまねぎ・葉たまねぎ・落花生） | 20 |
| | ◆露地野菜専作（ねぎ） | 21 |

| | |
|-----------------------|----|
| ◆施設野菜専作（養液栽培トマト） | 22 |
| ◆施設野菜専作（半促成トマト・抑制トマト） | 23 |

| | | |
|----|---|----|
| 第3 | 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項 | 24 |
| 1 | 農業を担う者の確保及び育成の考え方 | 24 |
| 2 | 市町村が主体的に行う取組 | 24 |
| 3 | 関係機関の連携・役割分担の考え方 | 25 |
| 4 | 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供 | 25 |
| 第4 | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 | 26 |
| 1 | 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 | 26 |
| 2 | その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項 | 26 |
| 第5 | 農業経営基盤強化促進事業に関する事項 | 28 |
| 1 | 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項 | 28 |
| 2 | 利用権設定等促進事業に関する事項 | 29 |
| 3 | 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項 | 35 |
| 4 | 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項等 | 38 |
| 5 | 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事業 | 39 |
| 6 | その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項 | 39 |
| 7 | 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業 | 40 |
| 第6 | その他 | 42 |

別紙1 (第5の2(1)⑥関係) 43

別紙2 (第5の2(2)関係) 44

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 本町農業の現状

白子町は、首都東京から約70km、千葉市から約35km、九十九里平野の南部に位置し、東に九十九里浜を臨み、西を茂原市、南を長生村、北を大網白里市に接している。面積は27.47km²、東西5.7km、南北6.3kmの方形で、中心を2級河川南白亀川が流れ、太平洋に注いでいる。町の40%が海拔2m以下となっている低位平坦地で、沖積層からなる砂壤土が大部分を覆っている。太平洋を流れる黒潮の影響により比較的温暖で、夏涼しく冬暖かいという恵まれた気候を生かし、首都圏の食料基地として、水稻を中心に施設野菜・露地野菜・施設花き・畜産・葉たばこ等様々な農作物を生産している。

耕地面積は1,290ha、総農家戸数504戸で、1戸あたりの平均耕地面積は2.6haである。農家戸数は年々減少しているが、地域担い手の経営規模拡大は増加しているという状況である。今後の動向として、兼業化・高齢化に伴う労働力不足等から耕作放棄や混住化が進み、生産性の停滞や活力低下が予測される。

2 本町農業の課題

(1) 農業構造のぜい弱化への対応

高齢化の進展や後継者の不足等による農業従事者の大幅な減少という、近年の我が国農業が抱える構造的な問題に本町も直面している。農業経営体数は、平成22年には518経営体であったが、令和2年には388経営体となり、130経営体も減少している。また、基幹的農業従事者のうち65歳以上の高齢者の占める割合は、59.8%から73.4%へと増大している。

また、このような農業労働力の減少や高齢化が進展する状況にあつて、耕作放棄地の発生防止・解消及び優良農地の確保、さらには自然環境や国土の保全、水源のかん養などの農業・農村が持つ多面的機能の持続的な発揮のためにも、地域農業の中心となる担い手の育成・確保を進め、それらが農業生産の相当部分を担っていくような農業構造の確立が必要となる。

(2) 農業のグローバル化への対応

経済社会のグローバル化に伴い、幅広い分野において、人やモノ、情報などの交流が世界的規模で拡大している。中でも貿易の分野では、EPA・FTA等の進展に伴い、関税率の引下げによる一層の市場開放が進められている。

安価な輸入農産物の増加による国産品価格の低迷、さらには産地間競争の激化という困難な状況にあつて、本町農業の持続的な発展を目指すためには、本町の特色を生かし、有利販売できる農産物の生産が求められている。

(3) 食の安全・安心志向と消費者ニーズの多様化への対応

消費者の「食」の安全性に対する関心は高く、安全・安心対策が求められている。

また、消費者ニーズの多様化を踏まえ消費者にいかに関元農産物を選択してもらうかという販売戦略の展開が急務となっている。

(4) 人口減少や高齢化の進展による集落機能の低下への対応

農村は、食糧供給ばかりでなく、町土や自然環境の保全にとってかけがえのない多面的機能を有しており、また、人々の価値観が心のゆとりや豊かな暮らしを求める方向に変化する中で、美しい景観や豊かな自然のある農村へ期待は大きくなっている。

しかしながら、農村の人口減少や高齢化の進展により、生産活動や集落としての機能が低下し、耕作放棄地や野生鳥獣による生産物への被害が拡大しており、緑豊かな景観や伝統文化など農村の魅力的な資源を発掘・活用し、農村の活性化を図っていくことが求められている。

3 本町農政の基本的な考え方

(1) 消費者に選ばれる安全・安心な農産物のブランドを確立

首都圏の食料基地として様々な農産物が生産されてきた本町では、産地間競争を勝ち抜くためにも、「千葉エコ農産物」に代表される安全・安心農産物の生産・供給の拡大、消費者と生産者のお互いの顔が見える新たな流通システムの構築などにより、ブランドの確立を目指す。

(2) 経営感覚に優れ、元気で独自性のある個性的な経営体の育成

新たな発想のもと、創意工夫を凝らして農業に取り組むことで高所得の実現を可能とする、元気な経営体の確立を目指す。

その実現のために、商工・観光を含め異業種との連携による経営拡大の方策を検討する。

(3) 元気な経営体を地域全体で支える安定的な生産の場の確保

元気な経営体に取り組む、規模の拡大と経営の安定化にも資するよう、効率的で生産性の高い生産基盤の整備や農用地の利用集積等を一層推進する。

さらに、地域の実情に即した営農体制を、地域の合意のもと整備する。

(4) 地域の創意工夫による魅力のある町づくり

農業生産の場である地域の活性化に向けて、農業者のみならず多様な主体の参画による、みんなの知恵と力をあわせた、いきいきとした地域づくりを進める。

また、農産物の産地直接販売等の推進によって、都市と地域との交流を促進する。

4 農業経営基盤の強化の促進に向けた取組の方向

本町農政の基本的な考え方に即して各種施策を展開し、本町の農業・農村の持続的な発展を図っていくためには、効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立、すなわち意欲と能力のある経営感覚に優れた担い手の育成・確保と、それら担い手への農用地の利用集積を進めていくことがとりわけ重要である。

そのため町では、本基本構想において目指すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標を明らかにするとともに、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積、経営の合理化をはじめとする農業経営基盤の強化を促進するための措置を総合的に講じる。

また、集落・地域での話し合いに基づく「地域計画」の実行により、農地集積や新規就農・経営継承を促し、農業の体質強化を図る。

今後さらなる増加が懸念される耕作放棄地については、担い手への農用地の利用集積を図ることを基本に、その発生の防止と農用地としての効率的な利用を目指す。

(1) 効率的かつ安定的な経営体の育成

人々が農業を魅力とやりがいのある職業として選択し、意欲を持って取り組んでいくためには、農業に従事することで、地域における他産業と比較して遜色のない労働条件と収入を得ることが必要である。

そこで、本町においては、現に県内各地域で展開されている経営事例を踏まえ、地域における他産業従事者並みの年間労働時間（主たる従事者1人当たり1, 800～2, 000時間程度）を維持しつつ、他産業従事者並みの生涯所得を可能とする年間農業所得（主たる従事者1人当たり520万円）を確保しうる農業経営を行う者を「効率的かつ安定的な農業経営体」として位置付け、その育成・確保に努める。

また、その育成に資するよう、低利融資等の農業金融対策の効果的な活用を図るとともに、経営管理能力や対外的な信用の向上に資する法人化や家族経営協定の締結を推進する。

(2) 効率的かつ安定的な経営を支える組織の育成

地域においては、効率的かつ安定的な農業経営を目指す農家のほかにも、小規模な兼業農家や土地持ち非農家などが存在するが、それらが相互に支え合い、地域農業の発展を図っていくことが必要である。そのため、地域での話し合いを前提にリーダーとなりうる人材の育成に取り組み、高性能機械や施設を共同利用する仕組みづくりを進めるほか、農作業受託組織の形成を図る。

また、経理の一元化などの一定の要件を備えた集落営農のうち体制が整ったものについては、特定農業団体・法人化に向け誘導していく。

(3) 多様な人材の参加による地域づくり

農業者の半数を占める女性農業者は、重要な農業の担い手であるとともに、加工や直売等の企業活動を通じて地域の活性化にも大きく貢献している。そして農業は、個人の体力に応じて、生涯にわたって従事することが可能な職業でもある。そのため高齢者についても、その知識と経験を活かして、積極的に生産や地域活動に参加していくことが期待されている。

地域では、多様な主体が参加する活動組織が農地・農業用水等の適切な保全管理のための共同活動を実践している。また、農業者等による農産物の加工販売等6次産業化の取組の検討が進められている。

これらの状況を踏まえ、町では、活力のある農村づくりに向け、女性農業者や高齢者をはじめとする多様な主体が、農業経営や地域社会の活動に主体的に参画できるような環境の整備を進めるとともに、地域住民自らが緑豊かな景観や伝統文化など農村の魅力的な資源を発掘・活用し、生産から加工・販売・観光等が一体化した6次産業化の取組を支援する。

さらに、農業・農村が持つ、自然環境や国土の保全、水源のかん養などの多面的機能の重要性について都市住民の理解を深めていくことは、今後の農業・農村の持続的な発展のためにも不可欠であることから、農産物の産地直接販売、グリーンツーリズムの推進など、都市と農村との交流の活性化を図る。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保・育成の方向

農業における技術革新や情報化、経済のグローバル化が進展する中で、経営感覚に優れた意欲ある農業者の確保・育成を図る。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保

近年の新規就農者は、新規学卒の農家子弟ばかりではなく、他産業に従事した後に就農する農家子弟や非農家からの新規参入者が増加するなど多様化しており、それに伴い就農形態も自家農家の継承だけでなく、新たな部門を起こす場合や、新たに農地等を確保して就農する場合、さらには農業法人等へ就業するなど多様化している。

また、本町の新規就農者数は、年間1～2名程度で推移している。

そこで、本町では、農業の持続的な発展に向け、新規就農者数を年間5人確保することを目標とする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

本町の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人当たり2,000時間）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（主たる従事者1人当たり270万円）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた町の取組

町内外で就農情報の収集及び発信、就農相談会を行うほか、栽培技術や農業経営に関する知識の習得のため、千葉県立農業大学校を担い手育成の中核機関に位置づけ実践的な教育・研修を行うとともに、千葉県や長生農業独立支援センター等の関係団体、指導農業士等と連携し、就農相談から技術習得や農地の確保、就農後の定着まで一連の支援体制を充実させる。

また、国の給付金制度等の活用を促進し新規就農希望者の円滑な就農を支援する。

さらに、農業者の法人化を積極的に推進し、新規就農希望者の雇用の受け皿となる法人を5年間で2法人増加させることを目標にするとともに、国の雇用事業等の活用を促進し法人等への就業を支援する。

(4) 地域ごとに推進する取組

本町では、新たに農業経営を営もうとする青年等の確保についても、地域における農業生産の現状や実現の可能性を踏まえ、地域に定着できるような農業経営の実現を支援する。

6 農業生産の取組方向

(1) 部門別農業生産の現状と今後の基本的な誘導方向

ア 野菜部門

(ア) 生産の現状

露地野菜については、たまねぎ、葉たまねぎ、長ねぎ、落花生、甘しょ、そら豆等が栽培されている。

施設野菜については、「ながいきネギ」、「たべたい菜」のブランド名で知られている水耕栽培作物、及びトマト、キュウリ、メロンが栽培されている。

(イ) 今後の基本的な誘導方向

- ① 集出荷施設の効率的な利用による省力化と、共販、一元出荷等のための品種統一、規格の均衡化
- ② 産地、市場における生産、出荷、販売に関する的確な情報の収集、分析提供体制の整備
- ③ 生産組織の強化による生産、販売の効率化
- ④ 新しい栽培システム及び技術の推進
- ⑤ 経営規模拡大の推進

イ 水稻部門

(ア) 生産の現状

水稻は本町の基幹作物であるが、生産調整や米価の低落などの問題を抱えてお

り労働力についても高齢化や担い手不足等により減少傾向にあるが、消費者ニーズに合わせたアイガモ農法による栽培やちばエコ農業による栽培も行われている。また、農地流動化事業を積極的に活用し大規模経営を目指している農家もいる。

(イ) 今後の基本的な誘導方向

地域計画により、稲作経営志向経営体の規模拡大を進めるとともに、高性能稲作機械の導入や共同利用施設の設置、省力稲作技術の普及推進を図り、低コスト稲作を推進する。

また、担い手へ農地の集積を推進するとともに農作業の受委託を推進する。

ウ 畜産部門

(ア) 生産の現状

本町酪農については、農家戸数2戸により飼養頭数105頭の経営をしている。牛肉の輸入自由化以降、副産物である乳廃牛や肥育用雄子牛の価格低迷等により収益性が低下するとともに、最近では、乳牛、乳製品の需要の停滞から生乳生産は過剰基調にある。

(イ) 今後の基本的な誘導方向

需要動向に即応した高品質な畜産物の安定生産を基本として、生産コストの低減や経営の合理化等による経営体質の一層の強化を図る。

このため、受精卵移植技術を活用した優良な家畜の改良増殖と生産基盤の拡大を図るとともに、経営条件等に対応した適正規模の資本装備による飼養管理、経営管理技術の向上を促進する。

また、混住化や経営規模の大型化等に応じた総合的な畜産環境保全対策を推進し、経営規模に応じたふん尿処理施設の整備、耕種農家との連携による堆肥の流通を促進する。

エ 花き部門

(ア) 生産の現状

花きについて、養液栽培装置の老朽化、虫害の発生により、生育にむらが見られるようになり収量が落ちこんでいる。

また、高級化志向の高まりによって全国的に新産地が形成され、また輸入の増加等により国内外を問わず産地間競争が今後とも激化されるものと予測される。流通においても、市場の統合・大型化が進む一方でカジュアルフラワーに対する需要の拡大によって、スーパー等の量販店による市場外流通の多様化が著しい。

このため、需要動向に即した計画的な生産振興を図り、組織体制の整備・強化及び品質・規格の統一、栽培技術等の向上を促進する。

(イ) 今後の基本的な誘導方向

- ① 高品質花きの周年出荷体制の確立
- ② 市場の大型化に対応した共販体制の確立
- ③ 新技術等の導入による省力化の推進
- ④ 新需要の創出と地域特性を活かした産地の確立
- ⑤ 大口需要に対応しうる産地体制の整備

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する

る営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に白子町及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、白子町における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

| 組織形態 | 営農類型 |
|---------------|--|
| 個別経営体 (※1) | 水稲＋作業受託 露地野菜 （たまねぎ・葉たまねぎ・落花生）＋ 水稲 施設野菜 （養液栽培トマト）＋ 水稲 施設野菜 （養液栽培こねぎ）＋ 水稲 施設野菜 （養液栽培サラダ菜・養液栽培トマト）＋ 水稲 施設野菜 （半促成トマト・抑制トマト）＋ 水稲 施設野菜 （メロン・促成トマト）＋ 水稲 施設花き （ガーベラ）＋ 水稲 酪農 （経産牛）＋ 水稲 |
| 組織経営体 (※2) | 水稲＋作業受託 |

※1) 個別経営体

本町農業の特徴として、農業生産の相当部分が家族経営によって担われていることが挙げられます。そのため、この「個別経営体」についても、労働力構成として世帯主1名とその家族ないし雇用労働者数名で営まれることを想定している。

※2) 組織経営体

「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか又はこれと併せて農作業を受託する組織であって、農事組合法人、株式会社などを想定している。

個別経営体

| 営農類型 | 規模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|-------------|---|---|--|---|--|
| 水稲＋ 作業受託 | 水田 10ha 自作地 3ha 借入地 7ha 作業受託 畔塗り10ha 代かき10ha 田植え10ha 刈取12ha 乾燥調製10ha 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) | 所得 527万円 労働時間 2,066時間 家族労働 2,066時間 | 資本装備 ・トラクター 35ps ・ロータリ 1.6m ・乗用田植機 6条 ・畔塗り機 ・自脱型コンバイン 4条 (グレンタンク) ・トラック 2t ・乾燥機 3.5t ・ドライブハロー 2.4m. ・育苗ハウス 技術内容 ・適正品種の組合せ ・効率的な機械の利用 | ・借地 1 ・圃場の団地化 1 ・圃場別生産状況の 記帳 1 ・複式簿記の記帳 1 ・パートの導入 1 | ・休日の実施 ・各種保険への加入 ・月給制の導入 ・農閑期の連続休日 の実施 |
| 算 出 の 基 礎 | | | | | |
| 1. 品目 | 2. 規模 | 3. 生産量 | 4. 単価 | 5. 所得率 | 7. 総労働時間 |
| 水稲 | 8.9ha | 510kg/10a | 180円/kg | 26.9% | 2,066時間 |
| 加工米 | 1.1ha | 510kg/10a | 93円/kg | 26.9% | 8. 雇用者の労働時間 |
| 作業受託 | | | | | 9. 1時間当たりの雇用労賃 |
| 刈取り | 1,600円×1200a=1,920,000円 | | | | 1,000円 |
| 乾燥調整 | 2,300円×0.85×1000a=1,955,000円 | | | | 10. 借入れ地面積 |
| 代かき | 600円×1000a=600,000円 | | | | 7ha |
| 田植え | 620円×1000a=620,000円 | | | | 11. 10a当たりの地代 |
| 畔塗り | 40円×15,000m=600,000円 | | | | 10,000円 |
| 所得率 | 51.6% | | | | |
| 6. 労働時間 | 水稲 16.5時間/10a | 作業受託 4時間/10a | | | |

個別経営体

| 営農類型 | 規 模 | 所得及び労働時間 | 生 産 方 式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|-----------------|--|---|---|---|---|
| 露地野菜 ＋水稲 | 水田 12ha 自作地 2ha 借入地 10ha 畑 1.5ha 自作地 1ha 借入地 0.5ha 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) 雇用者2名 | 所得 526万円 労働時間 6,683時間 家族労働 4,000時間 | 資本装備 ・パイプハウス ・無人防除機 ・トラクター ・中耕ローラー ・動力噴霧器 ・施肥田植機 ・自脱型コンバイン ・作業場 ・貨物自動車 ・たまねぎ皮むき機 ・管理機 ・収穫機 ・畝立て機 ・掘取機 ・揚水ポンプ ・コンプレッサー 技術内容 ・周年栽培化 ・適正な品種構成 ・収穫作業のシステム化 ・土づくり | ・定期的研修会 ・共同選果場の利用 ・ライスセンターの利用 ・産地化による高価格化の実現 ・借地の団地化 ・臨時雇用の導入 ・ライスセンターの利用 | ・定期的な休日の実施 ・月給制の導入 ・雇用条件及び福利厚生 の充実 |
| 算 出 の 基 礎 | | | | | |
| 1. 品目 | 2. 規模 | 3. 生産量 | 4. 単価 | 5. 所得率 | 7. 総労働時間 |
| たまねぎ | 50a | 6,000kg/10a | 60円 | 39.8% | 6,683.時間 |
| 葉たまねぎ | 40a | 3,500kg/10a | 220円 | 49.7% | 8. 雇用者の労働時間 |
| 落花生 | 50a | 298kg/10a | 386円 | 62.6% | 雇用者 2,683時間 |
| そらまめ | 30a | 1,400kg/10a | 325円 | 49.6% | 9. 1時間当たりの雇用労賃 |
| 水稲 | 1200a | 540kg/10a | 180円/kg | 17.0% | 1,000円 |
| 6. 単位規模当たりの労働時間 | | | | | 10. 借入れ地面積 |
| たまねぎ | 156時間/10a | | | | 畑 0.5ha 田 10ha |
| 葉たまねぎ | 291時間/10a | | | | 11. 10a当たりの地代 |
| 落花生 | 61時間/10a | | | | 畑 9,000円 田 10,000円 |
| そらまめ | 198時間/10a | | | | |
| 水稲 | 32時間/10a | | | | |

個別経営体

| 営農類型 | 規模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|----------------------------------|--|---|---|--|--|
| 施設野菜 養液栽培トマト (長期越冬) ＋水稲 | 水田 3ha 自作地 0.4ha 借入地 2.6ha 施設面積 6,000㎡ 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) 雇用者3名 | 所得 535万円 労働時間 9,960時間 家族労働 4,000時間 | 資本装備 ・ガラス温室 ・複合環境制御装置 ・加温装置(室内・養液) ・パソコン ・カーテン開閉装置 ・養液栽培装置 ・無人防除機 ・防虫ネット ・運搬車 ・トラクター ・自脱型コンバイン ・施肥田植機 技術内容 ・パソコンによる複合環境制御 ・養液自動分析による合理的施肥 ・育苗センターの利用 ・虫媒授粉 | ・パソコン利用による経営管理 ・定期的な研修会の実施 ・補助者及び雇用者の作業能率の平準化 ・高度な栽培技術による良品多収 ・機械化による省力 ・共同選果施設の利用 ・ライスセンターの利用 | ・定期的な休日の実施 ・月給制の導入 ・雇用条件及び福利厚生の充実 ・各種保険の加入 ・常雇パートの導入 |
| 算 出 の 基 礎 | | | | | |
| 1. 品目 | 2. 規模 | 3. 生産量 | 4. 単価 | 5. 所得率 | 8. 雇用者の労働時間 |
| トマト | 6,000㎡ | 115,200kg | 275円 | 15.0% | 雇用者 5,960時間 |
| 水稲 | 3ha | 16,200kg | 180円 | 20.8% | |
| 6. 単位規模当たりの労働時間 | | | | | 9. 1時間当たりの雇用労賃 |
| トマト | 1.5時間/㎡ | | | | 1,000円 |
| 水稲 | 32時間/10a | | | | 10. 借入れ地面積 |
| | | | | | 田 2.6ha |
| 7. 総労働時間 | | | | | 11. 10a当たりの地代 |
| 9,960時間 | | | | | 田 10,000円 |

個別経営体

| 営農類型 | 規模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|------------------------|--|--|---|---|--|
| 施設野菜 養液栽培こねぎ ＋水稻 | 水田 2ha 自作地 0.4ha 借入地 1.6ha 施設面積 5,000㎡ 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) 雇用者9名 | 所得 534万円 労働時間 20,640時間 家族労働 4,000時間 | 資本装備 ・ガラスハウス ・複合環境制御装置 ・湛液式養液栽培装置 (液肥自動混入機) ・養液の冷却・加温装置 ・無人防除機 ・予冷库 ・ねぎ調製機械 ・管理舎 ・トラクター ・自脱型コンバイン ・施肥田植機 技術内容 ・パソコンによる複合環境制御 ・パソコンによる圃場管理 ・養液自動分析による 合理的施肥 | ・パソコン利用による 経営管理 ・定期的な研修会の 実施 ・補助者及び雇用者 の作業能率の 平準化 ・高度な栽培技術 による良品多収 ・機械化による省力 ・共同集出荷施設の 利用 ・ライスセンターの利用 | ・定期的な休日の実施 ・月給制の導入 ・雇用条件及び福利厚 生の充実 ・各種保険の加入 ・常雇パートの導入 |
| 算 出 の 基 礎 | | | | | |
| 1. 品目 | 2. 規模 | 3. 生産量 | 4. 単価 | 5. 所得率 | 8. 雇用者の労働時間 |
| こねぎ | 5,000㎡ | 66,000kg | 680円 | 11.0% | 雇用者 16,640時間 |
| 水稻 | 2ha | 10,800kg | 180円 | 20.8% | |
| 6. 単位規模当たりの労働時間 | | | | | 9. 1時間当たりの雇用労賃 |
| こねぎ | 4.0時間/㎡ | | | | 1,000円 |
| 水稻 | 32時間/10a | | | | 10. 借入れ地面積 |
| | | | | | 田 1.6ha |
| 7. 総労働時間 | | | | | 11. 10a当たりの地代 |
| 20,640時間 | | | | | 田 10,000円 |

個別経営体

| 営農類型 | 規模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|--|---|---|---|---|--|
| 施設野菜 養液栽培 サラダ菜 養液栽培トマト (長期越冬) +水稲 | 水田 4ha 自作地 0.4ha 借入地 3.6ha 施設面積 6,000m ² 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) 雇用者4名 | 所得 524万円 労働時間 9,480時間 家族労働 4,000時間 | 資本装備 ・ガラス温室 ・複合環境制御装置 ・加温装置(室内・養液) ・冷却装置(養液) ・カーテン開閉装置 ・養液栽培装置 ・無人防除機 ・パネル洗浄機 ・発芽器 ・保冷施設 ・防虫ネット ・管理舎 ・運搬車 ・共同出荷調整機 ・パソコン ・トラクター ・自脱型コンバイン ・施肥田植機 技術内容 ・パソコンによる複合環境制御 ・養液自動分析による合理的施肥 ・育苗センターの利用 ・虫媒授粉 ・生理障害のない生育の早い品種の採用 ・作付回転率の向上 | ・パソコン利用による経営管理 ・定期的な研修会の実施 ・補助者及び雇用者の作業能率の平準化 ・高度な栽培技術による良品多収 ・機械化による省力 ・共同選果施設の利用 ・契約生産・販売 ・収穫時の調整 ・出荷を委託 ・ライスセンターの利用 | ・定期的な休日の実施 ・月給制の導入 ・雇用条件及び福利厚生 の充実 ・各種保険の加入 ・常雇パートの導入 |
| 算 出 の 基 礎 | | | | | |
| 1. 品目 | 2. 規模 | 3. 生産量 | 4. 単価 | 5. 所得率 | 8. 雇用者の労働時間 雇用者 5,480時間 |
| サラダ菜 | 4,000m ² | 82,080kg | 400円 | 9.0% | 9. 1時間当たりの雇用労賃 1,000円 |
| トマト | 2,000m ² | 36,000kg | 275円 | 15.0% | |
| 水稲 | 4ha | 21,600kg | 180円 | 20.8% | |
| 6. 単位規模当たりの労働時間 | | | | | 10. 借入れ地面積 田 3.6ha |
| サラダ菜 | 1.3時間/m ² | | | | 11. 10a当たりの地代 田 10,000円 |
| トマト | 1.5時間/m ² | | | | |
| 水稲 | 32時間/10a | | | | |
| 7. 総労働時間 | | | | | |
| | 9,480時間 | | | | |

個別経営体

| 営農類型 | 規模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|--------------------------------|--|---|---|--|--|
| 施設野菜 半促成トマト 抑制トマト ＋水稲 | 水田 3ha 自作地 0.4ha 借入地 2.6ha 施設面積 3,000㎡ 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) 雇用者1名 | 所得 538万円 労働時間 5,370時間 家族労働 4,000時間 | 資本装備 ・大型ビニールハウス ・複合環境制御装置 ・常温煙霧機 ・防虫ネット ・パソコン ・トラクター ・自脱型コンバイン ・施肥田植機 ・灌水装置 ・防除機 技術内容 ・パソコンによる複合環境制御 ・土壌分析による合理的施肥 ・接木 ・育苗センターの利用 ・虫媒授粉 | ・パソコン利用による 経営管理 ・定期的な研修会の 実施 ・補助者及び雇用者 の作業能率の 平準化 ・高度な栽培技術 による良品多収 ・機械化による省力 ・共同選果施設の 利用 ・ライスセンターの利用 | ・定期的な休日の実施 ・月給制の導入 ・雇用条件及び福利厚 生の充実 ・各種保険の加入 ・パートの導入 |
| 算 出 の 基 礎 | | | | | |
| 1. 品目 | 2. 規模 | 3. 生産量 | 4. 単価 | 5. 所得率 | 8. 雇用者の労働時間 雇用者 1,370時間 |
| 半促成トマト | 3,000㎡ | 39,600kg | 250円 | 35.0% | 9. 1時間当たりの雇用労賃 1,000円 |
| 抑制トマト | 3,000㎡ | 16,200kg | 300円 | 27.0% | |
| 水稲 | 3ha | 16,200kg | 180円 | 20.8% | |
| 6. 単位規模当たりの労働時間 | | | | | 10. 借入れ地面積 田 2.6ha |
| 半促成トマト | 1.0時間/㎡ | | | | 11. 10a当たりの地代 田 10,000円 |
| 抑制トマト | 0.47時間/㎡ | | | | |
| 水稲 | 32時間/10a | | | | |
| 7. 総労働時間 | | | | | |
| | 5,370時間 | | | | |

個別経営体

| 営農類型 | 規模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|--------------------------------|--|---|--|--|--|
| 施設野菜 促成トマト 半促成メロン ＋水稲 | 水田 3ha 自作地 0.4ha 借入地 2.6ha 施設面積 3,000㎡ 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) 雇用者1名 | 所得 536万円 労働時間 5,640時間 家族労働 4,000時間 | 資本装備 ・大型ビニールハウス ・複合環境制御装置 ・常温煙霧機 ・防虫ネット ・パソコン ・トラクター ・自脱型コンバイン ・施肥田植機 ・暖房機 技術内容 ・パソコンによる複合環境制御 ・土壌分析による合理的施肥 ・接木 ・育苗センターの利用 ・虫媒授粉 | ・パソコン利用による 経営管理 ・定期的な研修会の 実施 ・補助者及び雇用者 の作業能率の 平準化 ・高度な栽培技術 による良品多収 ・機械化による省力 ・共同選果施設の 利用 ・ライスセンターの利用 | ・定期的な休日の実施 ・月給制の導入 ・雇用条件及び福利厚 生の充実 ・各種保険の加入 ・パートの導入 |
| 算 出 の 基 礎 | | | | | |
| 1. 品目 | 2. 規模 | 3. 生産量 | 4. 単価 | 5. 所得率 | 8. 雇用者の労働時間 雇用者 1,640時間 |
| 促成トマト | 3,000㎡ | 27,360kg | 360円 | 32.0% | 9. 1時間当たりの雇用労賃 1,000円 |
| 半促成メロン | 3,000㎡ | 10,080kg | 530円 | 30.0% | |
| 水稲 | 3ha | 1,620kg | 180円 | 20.8% | |
| 6. 単位規模当たりの労働時間 | | | | | 10. 借入れ地面積 田 2.6ha |
| 促成トマト | 0.88時間/㎡ | | | | 11. 10a当たりの地代 田 10,000円 |
| 半促成メロン | 0.68時間/㎡ | | | | |
| 水稲 | 32時間/10a | | | | |
| 7. 総労働時間 | | | | | |
| | 5,640時間 | | | | |

個別経営体

| 営農類型 | 規 模 | 所得及び労働時間 | 生 産 方 式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|---------------------|---|--|--|---|--|
| 施設花き ガーベラ ＋水稲 | 水田 3ha 自作地 0.4ha 借入地 2.6ha 施設面積 10,000㎡ 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) 雇用者4名 | 所得 539万円 労働時間 11,500時間 家族労働 4,000時間 | 資本装備 ・ガラス温室 ・2トラック ・軽トラック ・ロックワール施設 ・常温煙霧機 ・自走式防除機 ・動力噴霧器 ・選花機 ・作業場 ・予冷庫 ・管理舎 ・パソコン ・トラクター ・自脱型コンバイン ・施肥田植機 技術内容 ・パソコンによる経営分析 ・ロックワール耕による安定生産 ・省力化施設・機械 ・育苗センターの利用 | ・パソコン利用による 経営管理 ・定期的な研修会の 実施 ・補助者及び雇用者 の作業能率の 平準化 ・高度な栽培技術 による良品生産 ・ライスセンターの利用 | ・定期的な休日の実施 ・月給制の導入 ・雇用条件及び福利厚 生の充実 ・各種保険の加入 ・常雇パートの導入 |
| 算 出 の 基 礎 | | | | | |
| 1. 品目 | 2. 規模 | 3. 生産量 | 4. 単価 | 5. 所得率 | 8. 雇用者の労働時間 |
| ガーベラ | 10,000㎡ | 2,340千本 | 26円 | 8.0% | 雇用者 7,500時間 |
| 水稲 | 3ha | 1,620kg | 180円 | 20.8% | |
| 6. 単位規模当たりの労働時間 | | | | | 9. 1時間当たりの雇用労賃 |
| ガーベラ | 1,054時間/1,000㎡ | | | | 1,000円 |
| 水稲 | 32時間/10a | | | | 10. 借入れ地面積 |
| | | | | | 田 2.6ha |
| 7. 総労働時間 | | | | | 11. 10a当たりの地代 |
| 11,500時間 | | | | | 田 10,000円 |

個別経営体

| 営農類型 | 規模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 | | | | | |
|---------------------|---|---|---|---|----------------------------------|---------------------|--------------------------|--------------------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 酪農 (経産牛) + 水稻 | 乳牛 経産牛 22頭 飼料畑面積 5ha 自作地 2ha 借入地 3ha 水田 3ha 自作地 1ha 借入地 2ha 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) 雇用者1名 | 所得 526万円 労働時間 3,380時間 家族労働 3,100時間 | 資本装備 ・牛舎 ・育成舎 ・自動給餌機 ・バルククーラー ・トラクター ・コーンハーベスター ・バキュームカー ・ダンプ ・発酵処理施設 ・尿溜、簡易バッキ ・サイロ ・畜舎消毒施設 ・パソコン ・自脱型コンバイン(共用) ・施肥田植機(共用) 技術内容 ・検定による優良斉一性のある牛群 ・未低利用資源の活用 ・パソコンによる飼料給与、牛群管理 | ・自給飼料生産基盤の団地化 ・未利用地(借地)の積極的利用 ・飼料作物栽培用の大型機械の共同利用 ・ライスセンターの利用 | ・定期、交替休暇 ・月給制の導入 ・ヘルパーの雇用 | | | | | |
| 算 出 の 基 礎 | | | | | | | | | | |
| 1. 品目 酪農 | 2. 規模 経産牛 22頭 | 3. 生産量 経産牛年間乳量 8,000kg/頭 | 4. 単価 114円/kg | 5. 所得率 23% | 6. 単位規模当たりの労働時間 1頭当たり 110時間/年 | 7. 総労働時間 3,380時間 | 8. 雇用者の労働時間 雇用者 280時間 | 9. 1時間当たりの雇用労賃 1,000円 | 10. 借入れ地面積 田 2ha 畑 3ha | 11. 10a当たりの地代 田 10,000円 畑 9,000円 |

組織経営体

| 営農類型 | 規模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|-------------------|---|--|---|---|--|
| 水稲＋ 作業受託 組織 | 水稲作付 22ha 借入地 22ha 作業受託 38ha 労働力 組合員 3名 (主たる従事者3名) 雇用 4名 | 所得 1,631万円 労働時間 4,212時間 組合員労働 3,940時間 | 資本装備 ・トラクター 42ps ・ロータリ 1.6m ・乗用田植機 8条施肥 ・畔塗り機 ・自脱型コンバイン4条(グリーンタック) ・乾燥機 32石 40石 ・ドライブハロー 2.4m ・糶すり機 5インチ ・育苗ハウス 技術内容 ・適正品種の組合せ ・効率的な機械の利用 | ・借地 1 ・圃場の団地化 1 ・圃場別生産状況の 記帳 2 ・複式簿記の記帳 2 ・パートの導入 2 5 1 2 2 | ・休日の実施 ・各種保険への加入 ・月給制の導入 ・農閑期の連続休日 の実施 |
| 算 出 の 基 礎 | | | | | |
| 1. 品目 | 2. 規模 | 3. 生産量 | 4. 単価 | 5. 所得率 | 7. 総労働時間 |
| 水稲 | 22ha | 118,800kg | 180円/kg | 19.7% | 4,212時間 |
| 作業受託 | | | | | 8. 雇用者の労働時間 272時間 |
| 刈取り | 1,600円 × 3800a = 6,080,000円 | | | | 9. 1時間当たりの雇用労賃 1,120円 |
| 乾燥調整 | 2,300円 × 3,420俵 = 7,866,000円 | | | | 10. 借入れ地面積 22ha |
| 代かき | 600円 × 2000a = 1,200,000円 | | | | 11. 10a当たりの地代 10,000円 |
| 田植え | 620円 × 2000a = 1,240,000円 | | | | |
| 畔塗り | 40円 × 60,000m = 2,400,000円 | | | | |
| 所得率 | 64.4% | | | | |
| 6. 労働時間 | 水稲 14.6時間/10a | 作業受託 | 3.4時間/10a | | |

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に

関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標

とすべき農業経営の指標

本町で現に展開されている経営事例を踏まえ、第1の5で示した所得目標の達成を可能とする、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標として、本町における主要な営農類型を例示すると次のとおりである。

なお、例示は、新たに農地等を確保して就農する場合や親の経営から独立した新たな部門を起こす場合を想定している。

| 組織形態 | 営農類型 |
|---------------|---|
| 個別経営体 (※1) | 露地野菜専作 (たまねぎ・葉たまねぎ・落花生) 露地野菜専作 (ねぎ) 施設野菜専作 (養液栽培トマト) 施設野菜専作 (半促成トマト・抑制トマト) |

※1) 個別経営体

「個別経営体」の経営形態は個人又は法人で、労働力構成として経営体1名とその家族ないしは雇用労働者1～2名程度で営まれることを想定しています。

個別経営体においては、複式簿記の導入やパソコン等を活用した経営管理を行い、個人経営にあつては、家計と経営を分離して、経営内容を明確化するとともに家族経営協定など家族間の取り決めにより、計画的な休日の確保や家族への月給制の導入などの取組や各種保険に加入するなど労働環境の整備が重要である。

個別経営体

| 営農類型 | 規 模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|--|--|------------------------------------|--|--|------------|
| 露地野菜 専作 (たまねぎ+ 葉たまねぎ +落花生) | 畑 70a 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) | 所得 277万円 労働時間 2,540時間 | 【資本装備】 ・パイプハウス ・無人防除機 ・トラクター ・中耕ロータリー ・動力噴霧器 ・作業場 ・軽トラック ・たまねぎ皮むき機 ・畝立て機 ・脱莢機 【技術内容】 ・周年栽培化 ・適正な品種構成 ・収穫作業のシステム化 ・品種に応じた栽培管理 ・土づくり | ・農作業日誌の記帳 活用 ・集選果施設の利用 ・パソコンによる経営 管理 | ・定期的な休日の取得 |

【算定根拠】

農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得
547万円 270万円 277万円

1 品種構成

たまねぎ(ソニック)
たまねぎ(ソニック)
落花生(千葉半立)

2 規模

たまねぎ 50a
葉たまねぎ 20a
落花生 50a

3 10a当たりの生産量

たまねぎ 6,000kg
葉たまねぎ 3,500kg
落花生 298kg

4 単価

たまねぎ 70円
葉たまねぎ 400円
落花生 386円

5 所得率

50.6%

6 単位面積当たりの労働時間

たまねぎ 156時間/10a
葉たまねぎ 291時間/10a
落花生 61時間/10a

7 10a当たりの借地代

10,000円/10a

個別経営体

| 営農類型 | 規 模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|---------------------------------|--|--------------------------------|---|-------------------------------------|------------|
| 露地野菜 専作 (ねぎ) (秋・冬・春どり) | 畑 70a 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) | 所得 274万円 労働時間 2,933時間 | 【資本装備】 ・トラクター ・動噴 ・軽トラック ・作業舎 ・育苗ハウス ・管理機 【技術内容】 ・土壌分析による施肥管理 ・耐寒性・晩抽性等栽培時期 に適した品種の採用 | ・農作業日誌の記帳 活用 ・パソコンによる経営 管理 | ・定期的な休日の取得 |

【算定根拠】

農業粗収益 - 農業経営費 = 農業所得
554万円 280万円 274万円

- | | |
|--------------|----------------|
| 1 品種構成 | 5 所得率 |
| 秋冬ねぎ | 45% |
| 春ねぎ | 6 単位面積当たりの労働時間 |
| 2 規模 | 419時間/10a |
| 秋冬ねぎ 50a | 7 10a当たりの借地代 |
| 春ねぎ 20a | 10,000円/10a |
| 3 10a当たりの生産量 | |
| 秋冬ねぎ 2,900kg | |
| 春ねぎ 2,900kg | |
| 4 単価 | |
| 秋冬ねぎ 266円/kg | |
| 春ねぎ 290円/kg | |

個別経営体

| 営農類型 | 規 模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|--------------------------------------|--|------------------------------------|--|--|------------|
| 施設野菜 専作 トマト (養液栽培 ・長期越冬) | 施設面積 2,000㎡ 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) | 所得 275万円 労働時間 3,000時間 | 【資本装備】 ・鉄骨ハウス ・加温装置(室内・養液) ・養液栽培装置 ・カーテン開閉装置 (以下は賃借又は中古品購入) ・パソコン ・無人防除機 ・防虫ネット ・運搬車 【技術内容】 ・パソコンによる複合環境制御 ・養液自動分析による合理的施肥 | ・農作業日誌の記帳活用 ・集選果施設の利用 ・パソコンによる経営管理 | ・定期的な休日の取得 |

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 1,100\text{万円} & & 825\text{万円} \quad 275\text{万円} \end{array}$$

| | |
|-------------------------------------|-------------------------------|
| 1 品目(作型)及び規模 トマト(周年) 2,000㎡ | 6 所得率 25% |
| 2 10a当たり生産量 トマト 20,000kg | 7 単位面積当たりの労働時間 1,500時間/10a |
| 3 単価 トマト 275円/kg | 8 借入地面積 2,000㎡ |
| 4 販売額 トマト 11,000千円(5,500千円/10a) | 9 10a当たりの借地代 90,000円/10a |
| 5 農業経営費 トマト 8,250千円(4,125千円/10a) | |

個別経営体

| 営農類型 | 規 模 | 所得及び労働時間 | 生産方式 | 経営管理の方法 | 農業従事者の態様 |
|----------------------------------|--|------------------------------------|---|--|------------|
| 施設野菜 専作 (半促成トマト ・抑制トマト) | 施設面積 2,000㎡ 労働力 家族 2名 (主たる従事者1名) | 所得 270万円 労働時間 3,206時間 | 【資本装備】 ・ハウス ・トラクター ・防除機 (以下は賃借又は中古品購入) ・作業場 ・パソコン ・暖房機 ・灌水装置 【技術内容】 ・土壌分析による施肥管理 ・栽培時期に適した品種の採用 ・品種に応じた栽培管理 | ・農作業日誌の記帳活用 ・集選果施設の利用 ・パソコンによる経営管理 | ・定期的な休日の取得 |

【算定根拠】

$$\begin{array}{rcl} \text{農業粗収益} & - & \text{農業経営費} = \text{農業所得} \\ 750\text{万円} & & 480\text{万円} \quad 270\text{万円} \end{array}$$

| | |
|----------------------------------|----------------|
| 1 品目(作型)及び規模 | 6 所得率 |
| 半促成トマト 2,000㎡ | 34.9% |
| 抑制トマト 2,000㎡ | 7 単位面積当たりの労働時間 |
| 2 生産量 | 1,603時間/10a |
| 半促成トマト 16,800kg(7箱/坪) | 8 借入地面積 |
| 抑制トマト 9,600kg(4箱/坪) | 2,000㎡ |
| 3 単価 | 9 10a当たりの借地代 |
| 半促成トマト 275円/kg | 90,000円/10a |
| 抑制トマト 300円/kg | |
| 4 販売額 | |
| 半促成トマト 4,620千円(2,310千円/10a) | |
| 抑制トマト 2,880千円(1,440千円/10a) | |
| 5 農業経営費 | |
| 半促成トマト 3,170千円(1,585千円/10a) | |
| 抑制トマト 1,710千円(855千円/10a) | |

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の

確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本町の特産品である水稻やたまねぎなどの農産物を安定的に生産し、本町農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、長生農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、白子町農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市町村が主体的に行う取組

本町は、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、長生農業事務所や農業協同組合など関係機関と連携して、就農等希望者に対する情報提供、住宅の紹介や移住相談対応等の支援、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施や研修農場の整備、必要となる農用地等や農業用機械等のあわせん・確保、資金調達のサポートを行う。

また、就農後の定着に向けて、販路開拓や営農面から生活面までの様々な相談に対応するための相談対応、他の農家等との交流の場を設けるなど、必要となるサポートを就農準備から定着まで一貫して行う。

さらに、白子町が主体となって、長生農業事務所、白子町農業委員会、農業協同組合、農業教育機関等の関係団体と連携することにより、農業を担う者の受入から定着まで

必要となるサポートを一元的に実施できる体制の構築を目指す。

加えて、新規就農者等が地域内で孤立することがないように必要な配慮を行うとともに、地域農業を担う者として当該者を育成するときは、必要に応じて、協議の場への参加や地域計画の修正等の措置を講じる。

本町は、新たに農業経営を始めようとする青年等が、本構想に基づく青年等就農計画を作成し、青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国による支援策や県による新規就農関連の支援策を効果的に活用しながら、確実な定着、経営発展できるよう必要となるフォローアップを行うとともに、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関の連携・役割分担の考え方

本町は、長生農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター等の関係機関と緊密な連携をとり、就農相談対応や人材確保に係る支援を行います。また、就農希望者の営農計画作成に対する支援を行います。就農希望者等の受入について、関係機関と連携した体制を構築するとともに、生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等をサポートします。

白子町農業委員会は、農業委員や農地利用最適化推進委員と連携し、就農希望者への農地等の情報提供を行います。

農業協同組合は、就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、必要に応じて農業機械の貸与など必要なサポートを行います。

長生農業事務所は担い手の育成に向けて、普及指導員による指導に加え、各種の研修会等の実施や専門家派遣による個別支援などを行います。

個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者を受け入れるための地域の雰囲気づくり・コミュニケーションづくりを行います。

4 就農等希望者のマッチング及び

農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本町は、長生農業独立支援センター及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、長生農業事務所へ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努める。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう長生農業事務所及び千葉県農業者総合支援センター、農地中間管理機構、白子町農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標

第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェア及び面的集積についての目標として示すと、概ね次に掲げる程度である。

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標

| 地 域 | 予想農用地面積 (A) | 利用集積の 目標面積 (B) | 目標シェア (B/A×100) |
|-------|----------------|----------------------|--------------------|
| 白子町全域 | 1, 2 1 9 ha | 7 3 1 ha | 6 0 % |

○効率的かつ安定的な農業経営が利用する農用地の面的集積についての目標

農地中間管理事業等の実施により効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

注1)「効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積シェアの目標」は、個別経営体、組織経営体の地域における農用地利用（基幹的農作業（水稲については耕起、代かき、田植え、収穫、その他の作物については耕起、播種、収穫及びこれらに準ずる作業）を3作業以上実施している農作業受託の面積を含む。）面積のシェアの目標である。

注2) 目標年次はおおむね10年後とする。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本町においては、水稲を基幹とする複合経営農業が中心であり、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）等への農地の利用集積が進んできているが、経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手の更なる規模拡大が停滞している。

(2) 今後の農地利用等の見通し及び将来の農地利用のビジョン

今後は更に農業従事者の高齢化が進んでいくことが予想され、このままでは担い手が受けきれない農地が出てくることが予想される。そのため白子町地域農業再生協議会を中心に、担い手の育成及びそれらの者への農地の利用集積を推進するため具体的に以下の施策・事業の実施を図っていく。

- ①認定農業者の確保・経営改善の支援
- ②集落営農等の育成・支援
- ③農地の担い手への利用調整活動の支援
- ④新たな農業人材の育成・確保
- ⑤担い手への技術・営農支援

(3) 関係団体等との連携体制

本町では、関係機関が有する農地の情報の共有化を目指し、地域の担い手への面的集積を促進するため、長生農業事務所、白子町農業委員会、農業協同組合、土地改良区等が連携して施策・事業等の推進を実施する。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

白子町は、千葉県が策定した「千葉県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の「第6 農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、白子町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

白子町は、農業経営基盤強化促進事業として次に掲げる事業を行う。

- ① 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑦ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、白子町は農用地利用改善団体等に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体等が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 第18条第1項の協議の場の設置の方法、第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

(1) 第18条第1項の協議の場の設置の方法

① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻・たまねぎ等の農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、白子町の公報への掲載やインターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

農業者、白子町、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の支部員、土地改良区、千葉県、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を産業課に設置する。

(2) 第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

白子町は、地域計画の策定に当たって、千葉県・白子町農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至る等で、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて、利用券の認定等が行われているか進捗管理を毎年行う。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（エ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、（ア）及び、（エ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア） 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

（イ） 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ） その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ） 所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（ウ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図

るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなること
が確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受
け等候補者名簿に登載されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の
設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができ
ると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）と
して利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用す
ることができることと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利
又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の
実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）
に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備え
ているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農
用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を
行う農業協同組合、又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法
第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合
連合会が利用権の設定又は移転を受ける場合、農地中間管理機構又は独立行政法人
農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる
業務を実施する独立行政法人農業者年金基金（以下「農業者年金基金」という。）が
利用権の設定等を受ける場合若しくは第7条に規定する農地中間管理機構の特例事
業を行う農地中間管理機構又は農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、
これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従
事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合そ
の他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下「政令」と
いう。）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げる要件のすべてを備えるものとし
る。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土
地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用
して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 白子町長への確約書の提出や白子町長との協定の締結を行う等により、その者
が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に
農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち1
人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜に事業に常時従事すると認められる

こと。

- ⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

- ⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は別紙1のとおりとする。

（2）利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分及び株式の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分及び株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払の方法並びに所有権の移転の時期は別紙2のとおりとする。

（3）開発を伴う場合の措置

- ① 白子町は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経管第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」と言う。）様式第7号に定める様式による開発事業計画を提出させる。

- ② 白子町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続を進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

（4）農用地利用集積計画の策定期期

- ① 白子町は、（5）の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

- ② 白子町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

（5）要請及び申出

- ① 白子町農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、白子町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 白子町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区はその地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②から③に定める申出を行う場合において、（4）の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

（6）農用地利用集積計画の作成

- ① 白子町は、（5）の①の規定による白子町農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 白子町は、（5）の②及び③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、白子町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 白子町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当

たつては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウの事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算定基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後３月以内に、農地法第６条の２で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について白子町農業委員会に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - （ア） 農用地を明け渡す際の現状回復の義務を負う者

- (イ) 現状回復の費用の負担者
- (ウ) 現状回復がなされないときの損害賠償の取決め
- (エ) 賃借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- (オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための取決め

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

白子町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地についての所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全ての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について利用権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

(9) 公告

白子町は、白子町農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による白子町農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を白子町の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

白子町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

白子町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農地利用集積計画の取消し等

- ① 白子町長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- ア その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- イ その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 白子町は次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、白子町農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。
- ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。
- イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 白子町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画のうち②のア及びイに係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち当該取消しに係る部分を白子町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ 白子町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- ⑤ 白子町農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の所有者に対しての当該農用地についての権利の設定のあっせん等(農地中間管理事業、農地中間管理事業の特例事業の実施等)の働きかけ等を行う。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

白子町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土

地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

（3）農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、（2）に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

（4）農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

（5）農用地利用規程の認定

① （2）に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を白子町に提出して、農用地利用規程について白子町の認定を受けることができる。

② 白子町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ （4）の①のイの実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ （4）の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程

で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

- ③ 白子町は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を白子町の掲示板への掲示により公告する。
- ④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

- ① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、その他の政令で定める要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。
- ② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。
 - ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所
 - イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標
 - ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項
 - エ 農地中間管理事業の利用に関する事項
- ③ 白子町は②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。
 - ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。
 - イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。
- ④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程(以下「特定農用地利用規程」という。)で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

- ① 認定団体は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。
- ② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。
- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 白子町は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、援助に努める。
- ② 白子町は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、長生農業事務所、白子町農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構（公益社団法人千葉県園芸協会）等の指導、助言を求めてきたときは、白子町地域農業再生協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

白子町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ① 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- ② 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ③ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るための農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

- ④ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- ⑤ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進
- ⑥ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

また、地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境の整備を図る。

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

白子町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事者の態様等の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、農福連携、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

6 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

白子町は、1から5までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 町では、県営湛水防除事業白潟北地区（平成23年度～令和11年度）及び地盤沈下対策事業南白亀地区（平成28年度～令和8年度）にて施設及び排水整備を行い、農業の土地利用の高度化、水利用の安定と合理化を図り農業経営の体質強化と規模拡大に努める。

また、多面的機能支払交付金を活用して農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための共同活動に町内全域で取組み、地域資源の適切な保安全管理を推進する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

白子町は、町の職員、白子町農業委員会、長生農業事務所、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

③ 白子町農業委員会等の協力

白子町農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、白子町地域農業再生協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、白子町は、このような協力の推進に配慮する。

7 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

第1の5(2)に掲げる目標を長期的かつ計画的に達成していくため、関係機関・団体との連携のもと、次の取組を重点的に推進する。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体や長生農業独立支援センター、長生農業事務所、農業協同組合などと連携しながら、就農相談会を定期的で開催し、就農希望者に対し、町内での就農に向けた情報(研修、空き家に関する情報等)の提供を行う。また、町内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れを行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や教育委員会と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場を設けたり、農業体験ができる仕組みをつくることで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

ア 農業者に関する情報の共有と一貫した指導支援

白子町が主体となって千葉県立農業大学校や長生農業事務所、農業委員、指導農

業士、農業協同組合等と連携・協力して「営農指導カルテ」を作成し、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を記入・共有しながら、巡回指導の他、年に1回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。

イ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画又は実質化された人・農地プランの見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。また、商工会や白子町地域農業再生協議会とも連携して、生産物の販路の確保を支援する。

ウ 経営力の向上に向けた支援

アに掲げる「営農指導カルテ」を活用した指導に限らず、農業協同組合が運営する直売施設への出荷の促進、他産業の経営ノウハウを習得できる交流研修等の機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

エ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画又は実質化された人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、就農準備資金・経営開始資金や青年等就農資金、農地利用効率化等支援交付金等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

(3) 関係機関等の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については県が整備した農業経営・就農支援センターの体制に位置付けられた関係機関・団体、技術や経営ノウハウについての習得については千葉県立農業大学校等、就農後の営農指導等フォローアップについては長生農業事務所、農業協同組合、白子町認定農業者や指導農業士等、農地の確保については白子町農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。
- 2 この基本構想は、令和5年9月30日から施行する。

別紙1（第5の2（1）⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、利用権の設定等を受ける土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社等（農地法施行令第2条に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地の全てを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- (2) 農業協同組合法第72条の10の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。
- (3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第5号、7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
 - ・・・その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

別紙2（第5の2（2）関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間（又は残存期間） | ② 賃借の算定基準 |
|--|---|
| <p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p> | <p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> |

| ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|---|--|
| <p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、貸借人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、貸借人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものと</p> | <p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものと</p> |

| | |
|------------|--|
| <p>する。</p> | <p>する。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき白子町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p> |
|------------|--|

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

| ① 存続期間（又は残存期間） | ② 賃借の算定基準 |
|-----------------|---|
| <p>I の①に同じ。</p> | <p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、I の②の3と同じ。</p> |

| ③ 借賃の支払方法 | ④ 有益費の償還 |
|-----------------|-----------------|
| <p>I の③に同じ。</p> | <p>I の④に同じ。</p> |

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

| ① 存続期間（又は残存期間） | ② 損益の算定基準 |
|---|---|
| Iの①に同じ。 | 1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。 |
| ③ 損益の決済方法 | ④ 有益費の償還 |
| Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。 | Iの④に同じ。 |

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

| ① 対価の算定基準 | ② 対価の支払方法 |
|---|--|
| 土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。 | 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。 |

| ③ 所有権の移転の時期 |
|--|
| 農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。 |